

※₁初期荘園…10世紀以降、律令制度の衰退とともに消滅

「荘園」発生のプロセス ₂寄進地系荘園の発生

①有力農民(₃大名田堵)や地方豪族が土地開発(開墾)…₄開発領主(₅在地領主)

②現地の政治を一任されている₆国司との対立…税負担など

③中央の権力者(貴族・皇族・寺社)に₇寄進する(収益の一部を供与する契約を結ぶ)

- ・寄進が行われると墾田は₈荘園となる。開発(在地)領主は₉荘官=役人(≠領主)
- ・寄進を受けた側を₁₀領家といい、(法的には)こちらが領主(₁₁荘園領主)になる。
- ・現地での業務は荘官が行うが、立場も権限も弱い。

例：荘園領主は荘官を一方的に罷免できる。豊作不作で税率を調整するなどの権限も荘官にはない

・荘官の種類…₁₂上_{じょう}司_す・中_{ちゅう}司_す・₁₃預_よ所_{しよ}・₁₄下_く司_{もん}・₁₅公文_{くもん}・₁₆荘_{しょう}司_じ・地頭_{ぢとう}・雑_{ざつ}掌_{しょう}など

※荘園領主側から派遣される荘官もあり、複数で職務を分担。

④領家は、さらに強い立場を得るため、より₁₇上級の貴族や有力な皇族にかさねて寄進。

・上級の領主は₁₈本家という。領家・本家のうち、実質的な支配権を持つ方を₁₉本所という

※各々の地位は「₂₀職」と呼ばれる利権。相続・売買された。〈例〉本家職、領家職、預所職、下司職

※著名な荘園 〈例〉肥後国₂₁鹿_{かの}子_こ木_{きの}荘_{しょう}…11世紀に成立 寄進文書が現存(?)

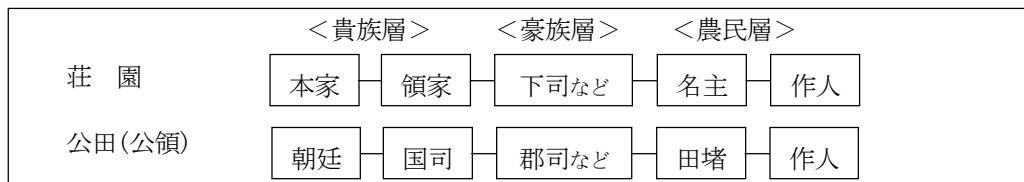
紀伊国₂₂梶_か田_{せだ}荘_{しょう}…12世紀に寄進 絵図が現存 境界(勝示)などを描く

荘園の内部構造 ※農民層は公田とほぼ同じ。

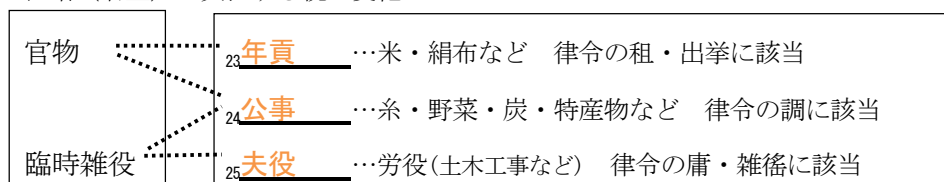
付近の(公田の)有力農民=₂₃田堵が、一定期間、耕作と納税を請負う

請け負った田を耕作する土地を₂₄名(名田)という。

※請負の長期化により所有意識が生まれ、田堵は₂₅名主と呼ばれるようになっていく



☆田堵(名主)が負担する税の変化



※公領(公田)ならば、これらは郡司=在庁官人=地方豪族を通じて国司へ。さらに国へ。

荘園の特権化

荘園(墾田)＝私有地であっても、墾田は²⁶輸租…国へ納税義務あり

※かつて税は人頭税(庸調)中心で、土地(田)にかかる税＝租は低率(3%)で大きな負担ではなかったが、10世紀以降、税が土地課税に変わった(年貢)ため、負担は大きくなった。

→荘園領主は、朝廷に免税特権＝²⁷不輸の権を要求 認定される荘園は次第に増加

・²⁸官省符荘…²⁹太政官符・³⁰民部省符で認定(この手続きを³¹立券荘号という)

・³²国免荘…国司が免判を発行した荘園 国司の任期中のみ免税

→さらに³³検田使(国司が派遣する土地調査の役人)の立入拒否＝³⁴不入の権も要求

荘園の増加・公田の減少

荘園領主や在地領主は、さらに近隣の³⁵公田の荘園化をねらう…公田を墾田と偽って寄進

→朝廷は、³⁶荘園整理令を発して、³⁷不法な荘園や新規荘園を禁止

〈例〉³⁸延喜の荘園整理令[902] 寛徳の荘園整理令[1045]

→不徹底…³⁹政権担当者の藤原摂関家が最大級の荘園領主

ただし、荘園の過剰な増加は彼らにとっても⁴⁰俸給の減少を招くため、荘園の増加は

一定の範囲内(1割程度)にとどまった ※摂関家の収入は荘園よりも高位高官からの俸給と成功

正誤問題練習 <大学入試センター1990年追試験、1992年追試験>

- ① 国衙では、国司に代わって、その地方の豪族から選ばれた本家・領家という役人が行政の実務にあたった。

② 国衙の介入を嫌った領主は、不入の権を得ると、国衙の使いの荘園内への立入りを拒否した。